

福井県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和3年6月24日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年7月6日

福井県監査委員 江 川 権 一

同 伊 藤 和 弘

## 第1 請求の内容

原文のとおり（事実証明書他添付資料は省略）。

### 福井県職員措置請求書

#### 請求の要旨

2019年度政務活動費の支出中、「福井県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）第3条に沿わない支出、もしくは政務活動費からの支給は不適切である支出が存在した。

これらを公金から支出することは違法、不当である。よって、監査委員には、福井県知事に対し、これらの支出を行った4名に対し、支出額の返還をさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

先述の4名は、大森哲男氏、島田欽一氏、長田光広氏、渡辺大輔氏の各議員。

財務会計上、1年を経過して請求する理由は、政務活動費の支出証拠資料が公開されるのは1年後であり、大量の資料をチェックするのに時間を要するため。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

## 第2 請求人 （略）

## 第3 監査委員の除斥

福井県監査委員 力野豊および長田光広（在任期間 令和2年6月17日から令和3年5月18日まで）ならびに笹岡一彦および西畑知佐代（在任期間 令和3年5月19日から）は、法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査に加わらなかった。

## 第4 請求の受理

令和3年5月10日に要件審査を行い、本件措置請求の受理を決定した。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出および陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和3年5月10日付けで新たな証拠の提出および陳述の機会を与える旨通知した。

(2) 上記(1)の通知に対して請求人から令和3年5月11日付けで必要がない旨、書面で回答があったため、実施しなかった。

### 2 監査対象機関の監査

監査対象機関（以下「対象機関」という。）を福井県議会局とし、関係書類の提出および説明を求めた。

## 第6 監査の結果

監査結果については、次のとおりである。

### 1 監査結果

#### (1) 大森哲男議員の会議等負担金支出について

##### ア 請求事項（事実証明書から引用（原文のとおり））

福井県議会の政務活動費マニュアル（以下、マニュアルという。）の経費別の運用基準は、調査研究費の主な支出科目に「会議等負担金」を挙げ、具体的な用途例示等には「会議等への参加負担金、団体等年会費等」とある。

福井県将棋連盟年会費20,000円を会議費負担金（団体等会費）として支出している（整理番号155-1／支払年月日は令和2年2月11日）。

将棋連盟の団体の活動が、議員の行う調査研究活動と、どのような合理的関連性があるのかについて説明を求める。十分な説明責任が果たせない場合は、「条例第3条別表第2」の調査研究費とは認められないから、20,000円は返還すべきである。

##### イ 上記事項について

調査研究費、特に団体会費に係る支出については、平成28年10月26日の岡山地裁判決において「当該団体の目的及び活動内容、議員の参加状況等に鑑み、議員がその団体に所属することが議会活動の基礎となる調査研究等を目的としたものであり、その活動内容と議会活動との関連性があると認められる場合においては、その支出は違法とはいえない。」との判断が示されている。

福井県将棋連盟は規約によると「将棋道の振興と地方棋界の発展」を目的としており、青少年から高齢者まで幅広い年代を対象とした様々な将棋大会や朝倉将棋の普及などを通じて青少年の健全育成、高齢者の学習意欲の向上、郷土文化の振興に寄与する活動を行っている。

大森哲男議員は同連盟の大会や会議の約8割に参加し、参加者等との意見交換を行い、地域クラブ活動（社会教育活動）を通じた青少年の健全育成、高齢者の生涯学習活動など県政に関連する分野について知見を得ていることを対象機関を通じて確認した。また、議会において、将棋連盟による朝倉将棋大会の開催や雅楽演奏と連携した普及啓発などの取組みを紹介し、観光資源としての活用について提言を行うなどしている。

よって、同議員の団体における活動は県政の課題等についての調査研究に資するものであることから、政務活動費として認めた。

#### (2) 島田欽一議員の旅費支出について

##### ア 請求事項（事実証明書から引用（原文のとおり））

マニュアルの経費別の運用基準は、調査研究費の主な支出科目に「旅費」を挙げ、具体的な

使途例示等には「JR代、宿泊費、駐車場料金、高速料金、タクシー料金」とある。

山代温泉に2回県外調査に行き「旅費」を支出している。令和1年6月4日（整理番号37-2、及び県外調査報告書）の7,930円（自家用車と高速料金）と、令和2年2月18日（整理番号373-3、及び県外調査報告書）の6,180円（同）である。

視察先の相手方はどちらも「山代温泉 A 女将」であり、添付票（37-2、373-3）の使途内容には「観光（観光行政）について当事者と意見交換」とある。

しかし、県外調査報告書の視察内容は、「子育てしながら女将業をしている、家族で来てみんなが安心してくつろげる旅館づくりに努めている。小さい旅館であるので、家族客が大半である。（6月）」、「冬の観光客は前年度並みで、家族連れが多い。みんなが安心してくつろげる旅館づくりに努めている。4人の子供を育てながらの女将業に取り組んでいる。（2月）」であり、使途内容とは乖離している。

さらに、高速道路料金の領収書は、6月4日と6月5日、2月18日と2月19日と日付をまたいでおり、山代温泉に1泊した旅費を調査研究費で充当したのではないかとの疑念が生じる。

同じ相手方に年に2回も県外調査を実施した理由、及び本件調査が議員の行う調査研究活動と、どのような合理的関連性があるのかについて説明を求める。十分な説明責任が果たせなければ、2回分の旅費14,110円は返還されるべきである。

#### イ 上記事項について

視察の目的は島田欽一議員の地元である越前町内の民宿や旅館の特徴である小規模宿泊施設の経営改善のための調査であり、調査に当たっては相手方の都合もあり視察先に宿泊して関係者との意見交換を行ったこと、2回の調査はその内容が異なっていることを対象機関を通じて確認した。6月は、育児と仕事の両立、家族向けの旅館づくりの創意工夫について調査し、小規模旅館における労務管理や特色ある施設整備など旅館経営に関する情報を収集した。また、2月は、冬季の観光客の入込状況や傾向、旅館整備などの誘客促進策等について情報を収集したとのことである。なお、視察先は小規模ながらビジネス誌や旅行関係の新聞等に紹介されている特色ある宿泊施設である。

こうして得た知見をもとに、同議員は議会において特色を生かした魅力ある観光誘客について提言しており、さらに、越前町観光連盟や旅館経営者に情報提供を行っていることを対象機関を通じて確認した。

よって、2回の県外調査には理由があり、県政の課題等についての調査研究に資するものであることから、政務活動費として認めた。

#### (3) 長田光広議員の事務所冷暖房用燃料支出について

##### ア 請求事項（事実証明書から引用（原文のとおり））

事務所冷暖房用燃料として灯油代（3月分）を15,005円（30,011円の1/2）支出している（整理番号1-1/支払年月日は平成31年5月7日）。

整理番号	支払年月日	灯油代	充当額（1/2按分）
------	-------	-----	------------

1-1	平成31年5月7日	3月分	15,005円
4-1	平成31年5月27日	4月分	5,136円
111-1	平成31年11月27日	10月分	1,714円
120-1	平成31年12月27日	11月分	1,628円
126-1	平成32年1月27日	12月分	3,428円
132-1	平成32年2月27日	1月分	1,714円
170-1	平成32年3月27日	2月分	3,479円
248-1	平成32年4月27日	3月分	803円

(注) 令和元年度の年度途中で改元されたため、表記が平成となっている。

しかし、他の7回の灯油代は上記の表の通りである。整理番号1-1の金額のみ突出して不自然であり、その理由について説明を求める。十分な説明責任が果たせなければ、15,005円は返還されるべきである。

イ 上記事項について

平成31年3月は、県政の課題に関する勉強会などを活発に行っていたため、例月に比べて事務所暖房用の灯油購入量が増加したことを対象機関を通じて確認した。また、使用量については、人の出入りや気温等の状況により使用時間や燃費（時間当たりの消費量）が大きく変動するものであるが、事務所で使用した暖房器具の仕様を確認したところ、使用状況からみて必ずしも使用量が多いとはいえない状況であった。

以上のことから、政務活動費として認めた。

(4) 渡辺大輔議員の県政報告会の案内チラシ印刷代と会場使用料支出について

ア 請求事項（事実証明書から引用（原文のとおり））

県政報告会について、案内チラシの印刷代27,500円（整理番号110-1／支払年月日は令和2年1月8日）、及び会場使用料12,000円（整理番号113-1／支払年月日は令和2年1月27日）を、それぞれ印刷製本費と使用料として支出している。

しかし、印刷製本費、使用料ともに添付資料はチラシ（渡辺だいすけ新春県政報告会）1枚のみであり、送付先リスト、参加者リストが無い。

また、チラシには、日時（1月25日）と場所（B）のほか、参加費1,000円との記載があるが、報告会の収支に係る報告資料はない。

使途内容を確認するための書類が提出されていないので、印刷代と使用料の合計39,500円は返還されるべきである。

イ 上記事項について

県政報告会の案内チラシ送付先および参加者のリストについては、マニュアルにおいて、提出を要するものではなく議員が保管すべきものとされており、対象機関において両リストの内容は確認されている。

あわせて、会場使用料については、会場準備・撤去作業等を含む使用時間分を B に

支払っていることを対象機関を通じて確認した。

なお、案内チラシに記載のある参加費の用途については、収支の報告は不要であるが、茶菓子代等として全額が支出されていることを対象機関を通じて確認した。

以上のことから、政務活動費として認めた。

## 2 結 論

本件措置請求には、理由がないものと認め棄却する。

## 3 意 見

政務活動費については、ホームページにおいて、従来収支報告書のみを公開してきたところ、令和元年度分から収支報告書に加えて領収書等を公開しており、議会において透明性の確保に向けた取組みがなされている。

今後とも、政務活動費が公金から支出されていることに鑑み、一層の透明性の確保を図るよう努められたい。